



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

734 令和6年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(税務課) 1
735 指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課) 3
736 指定自立支援医療機関の変更	() 3
737 道路の区域変更	(道路保全課) 3
738〃	(〃) 4

○ 公告

軽油引取税免税軽油使用者証の無効	(税務課) 4
------------------	---------------

○ 監査公表

監査公表第20号 5
監査公表第21号 5

告 示

和歌山県告示第734号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和6年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和6年7月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

- (1) 業務の名称
令和6年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託
- (2) 契約期間
契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和6年7月23日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 入札公告の日から過去5年の間に、当該一般競争入札に付する業務と同種の契約実績を有する者であること。
- (8) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条に規定する法務大臣の許可を受け、かつ、同法第12条ただし書に規定する法務大臣の承認を受けている者であること。
- (9) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第2条第3項に規定する探偵業者であること。
- (10) 全国的な規模で支店又は支社を有する者であること。

3 一般競争入札資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 登記事項証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
 - ウ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の写し）
 - エ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
 - (ア) 法人税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）全税目
 - オ 役員等に関する調書
 - カ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - キ 誓約書
 - ク 2の（7）に規定する契約実績を証する書類の写し及びその業務内容の分かる仕様書等の資料
 - ケ 2の（8）から（10）までの事実を確認できる書類の写し
- (2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、（1）のイ、ウ、エ（イ）、オ及びカに掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) （1）のア、オ、カ及びキに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和6年7月23日（火）から同年8月9日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年8月2日（金）午後5時30分までの間に和歌山県総務部総務管理局税務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

- (1) 令和6年7月23日（火）から同年8月9日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- (2) 郵送により一般競争入札資格審査申請書類を提出する場合は、書留郵便で令和6年8月9日（金）午後1時までに、和歌山県総務部総務管理局税務課へ必着するように行わなければならない。

5 一般競争入札資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局税務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館2階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2183

ファクシミリ番号 073-423-1192

電子メールアドレス e0105001@pref.wakayama.lg.jp

6 一般競争入札資格審査の結果の通知

一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和6年8月15日（木）までに郵送により送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第735号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年7月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社ソワン	岩出市西国分793-1	訪問看護ステーションひより	令和 6.7.1

和歌山県告示第736号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和6年7月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
有限会社岩本薬局ふじと台店	和歌山市ふじと台6番地 ふじと台駅前ビル「エスタシオン」4階	医療機関の所在地	和歌山市中575番地3 ふじと台駅前ビルエスタシオン4階	和歌山市ふじと台6番地 ふじと台駅前ビル「エスタシオン」4階	令和 6.6.15

和歌山県告示第737号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月23日

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山打田線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
和歌山市出島字堤外松原31番7 地先から同市出島字田井ノ瀬8 番1地先まで	旧	9.20 ~ 25.60	273.28	
同上	新	11.27 ~ 25.60	273.28	

和歌山県告示第738号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 紀伊停車場田井ノ瀬線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
和歌山市小豆島字桃畠420番1地 先から同市出島字田井ノ瀬397 番6地先まで	旧	7.15 ~ 46.17	402.50	
同上	新	7.15 ~ 46.17	402.50	
同上	新	14.80 ~ 46.17	401.30	

公 告

公 告

次の軽油引取税免稅使用者証は、紛失した旨の届出があったので、令和6年7月3日以降無効とする。

令和6年7月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

業種	記号番号	有効期限	免稅軽油使用者証に記載された使用者の住所又は所在地及び氏名又は名称	交付した県税事務所
船舶	和歌山県 第102772号	令和5年7月1日から 令和8年6月30日まで	海南省日方225 野村昌則	和歌山県税事務所

監査公表

和歌山県監査公表第20号

令和6年4月19日付け監査報告第2号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月23日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 公立大学法人和歌山県立医科大学

監査実施年月日 令和6年1月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 契約保証金免除申請において、契約実績とならない期間のものを実績としている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 現金出納簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 出納員による確認がなされていなかった。</p> <p>イ 収納金の記入があるにもかかわらず、払込み欄及び残額欄の記入並びに受付者印の押印がなされていなかった。</p> <p>(3) 旅行命令簿において、決裁がなされている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 領収書の発行において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 領収書の発行伺いの決裁区分を誤っていた。</p> <p>イ 英文による領収書を発行する際、決裁がなされおらず、発行者名を理事長名としていなかった。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程に定める免除要件を関係職員に再度周知するとともに、申請書に記載された契約実績について確認の徹底を図った。</p> <p>(2) 公立大学法人和歌山県立医科大学出納事務取扱規程に基づき、現金出納帳への記入及び押印について関係職員に再度周知するとともに、収納した収入金については直ちに現金出納帳に記入及び押印をし、出納員による確認を受けるよう、徹底を図った。</p> <p>(3) 旅行命令簿において、決裁がなされていることを確認の上、適正に処理するよう、関係職員に再度周知徹底した。</p> <p>(4) 公立大学法人和歌山県立医科大学出納事務取扱規程に定める決裁区分について、関係職員に再度周知徹底するとともに、英文による領収書について理事長名の様式を定めた。</p>

和歌山県監査公表第21号

令和6年4月19日付け監査報告第3号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月23日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 みんなでつくる和歌川河川公園の会

監査実施年月日 令和6年2月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>所管課に対する注意事項</p> <p>指定管理者に貸与している県有物品について、物品貸付調書による出納機関への通知がなされていなかったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>所管課に対する注意事項</p> <p>指定管理者に貸与している県有物品については、速やかに物品貸付調書を作成し、出納機関に通知した。また、指定管理業務における必要書類の作成等について、適正に処理するよう、関係職員に再度周知した。</p>